

千歳LPS-V00007-2  
令和5年4月26日

外注整備共通仕様書

(道路運送車両法適用除外市販型車両)

航空自衛隊千歳基地

## 目 次

1 総 則	4
1. 1 適用範囲	4
1. 2 用語の定義	4
1. 3 関連文書	5
2 役務に関する要求	7
2. 1 一般	7
2. 2 整備作業の種類	7
2. 3 作業内容	7
2. 4 部品・材料	9
2. 5 機能・性能	9
3 品質保証	9
3. 1 品質保証	9
3. 2 品質保証資料	9
3. 3 監督・検査	9
3. 4 保証	10
4 出荷条件	10
4. 1 製品の包装	10
4. 2 包装の表示	10
5 その他の指示	10
5. 1 提出書類	10
5. 2 官給品	10
5. 3 附属品・予備品	11
5. 4 計測器・試験装置	11
5. 5 安全管理	11
5. 6 環境対策	11
5. 7 補給の手続き	11
5. 8 契約相手方の技術協力	11
5. 9 輸送	11
5. 10 仕様書の疑義	12
様式第1 車両等員数表	12
様式第2-1 必要部品及び修理要領明細書	13
様式第2-2 必要部品及び修理要領明細書	14
様式第3-1 官給部品使用明細書	15
様式第3-2 官給部品使用明細書	16
付紙 官給部品使用明細書作成要領	17
様式第4-1 材料使用明細書	18
様式第4-2 材料使用明細書	19
様式第5-1 修理不能品発生(見込)報告書	20
様式第5-2 計算内訳資料	21

様式第6-1	車両作業用紙（一般車両）	22
様式第6-2	車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）	24
別紙第1-1	一般車両検査手順	26
別紙第1-2	施設、荷役、その他の車両等検査手順	38

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
品名 又は 件名	外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用 除外市販型車両)	仕様書番号	千 基LPS-V00007-2
		承認年月日	令和5年 4月26日
		作成年月日	平成21年3月10日
		改正年月日	令和3年 4月27日
		改正年月日	令和5年 4月26日
		作成部隊	車両器材隊

## 1 総則

### 1. 1 適用範囲

- (1) この仕様書は、第2航空団司令が行う道路運送車両法適用除外となっている市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- (2) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

### 1. 2 用語の定義 この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

#### (1) 参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図画をいう。

#### (2) 個別TO等

個別TO等は、次に示すものをいう。

- (a) 当該車両等に適用する技術指令書 (J.T.O.)
- (b) 製造会社取扱説明書等 (製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。)

#### (3) 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準 (J.T.O. 00-10-9) の第1-1表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

#### (4) 修理不能

品名

現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

- (a) 個別仕様書に規定された修理限度を越える場合
  - (b) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料（官給品を含む。）役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合
  - (c) 特に官が規定した場合
- (5) 監督
- 監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- (6) 検査
- 検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 関連文書 この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

(1) 法令等

環境基本法（平成5年法律第91号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40.11.8）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

(2) 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J.T.O.00-10-1）

航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O.00-10-9）

航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J.T.O.00-20B-6）

車両等の塗装及び標識（J.T.O.36-1-3）

車両等検査要項（J.T.O.36-1-6）

車両等の防錆処置要領（J.T.O.36-1-52）

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

個別T.O等

(3) 規格

J I S Z 9 9 0 3 品質システム—最終検査・試験における  
品質保証モデル

(4) 仕様書

D S P Z 9 0 0 3 検査制度共通仕様書

D S P Z 9 0 0 4 技術変更提案の様式

(5) その他

航空自衛隊装備品等技術変更提案規則（昭和46年航空自衛隊達第32号）

1. 3. 2 参考文書

(1) 法令等

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する總理府令（昭和33年總理府令第1号）

航空自衛隊調達規則（J A F R 1 2 4）

(2) 技術指令書

航空自衛隊技術指令書制度（J. T. O. 00-5-1）

航空装備品等の包装（J. T. O. 00-85-3）

(3) 規格

J I S Z 9 9 0 1 品質システム—設計、開発、製造、据付  
及び付帯サービスにおける品質保証システム

J I S Z 9 0 0 2 品質システム—製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証モデル

(4) 仕様書

D P S Z 9 0 0 1 品質保証共通仕様書

D P S Z 9 0 0 2 品質管理共通仕様書

D P S Z 9 0 0 5 品質保証共通仕様書

D P S Z 9 0 0 6 品質管理共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

(5) その他

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

品名 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）

2. 役務に関する要求

2. 1 一般 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に関しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。なお、契約相手方は道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

2. 2 整備作業の種類 契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

2. 2. 1 定期検査 定期検査は、この仕様書の2. 3. 1項(2)のJ. T. O. 00-10-9に定めるI検査又はM検査を、次の工程に従い実施するものとする。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下、保安基準という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後(2), (3)の作業を実施するものとする。

- (1) 定期検査
- (2) 分解検査
- (3) 修理等

2. 2. 2 その他の整備 その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2. 3 作業内容 この仕様書の2. 2項に示す各工程は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

2. 3. 1 定期検査

- (1) 定期検査は、この仕様書の2. 3. 1項(2)のJ. T. O. 00-10-9に定めるI検査又はM検査について、J. T. O. 36-1-6及び別紙第1-1（一般車両検査手順），又は、別紙第1-2（施設、荷役、その他の車両検査手順）の手順に従い、個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、結果を様式第6-1又は様式第6-2に規定されている車両作業用紙に記録するものとする。

- (2) 定期検査に先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている

品名

現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）

車歴簿の附属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（様式第1）に記録するものとする。

- (3) I検査及びM検査における検査項目は別紙第1-1（一般車両検査手順）及び別紙第1-2（施設、荷役、その他の車両検査手順）のとおり。

2.3.2 分解整備 分解検査は、定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する個別T.O等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換をする構成品、部品・材料（以下、部品等という。）を判定する。確認の結果を必要部品及び修理要領明細書（様式第2-1及び2-2）に記録するものとする。なお、分解検査を行った部品等については、交換をする部位を除き、必要な精度を保持するための処置を行う。

2.3.3 修理等 修理等は、この仕様書の2.3.2項で判定された修理方法により、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

- (1) 交換 交換は、この仕様書の2.3.2項で交換を要すると判定された部品等を2.4項により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。
- (a) 官給品の場合：官給部品使用明細書（様式第3-1及び3-2）
  - (b) 会社準備の場合：材料使用明細書（様式第4-1及び4-2）  
又は使用材料を明確にする相手方が定めた書類
- (2) 加工 加工は、修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。
- (3) 組立・調整 組立・調整は、この仕様書の2.3.2項で使用可能品と判定されたもの、又は2.3.3項の(1)及び(2)により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。
- (4) 潤滑 潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.4 塗装等

- (1) 塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除きJ.T.O.36-1-3に基づき実施するものとする。

品名

現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）

実施にあたっては、極力部分塗装とする。

- (2) 塗色 塗色は、J.T.O. 36-1-3による。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2. 3. 5 作業の中止 次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

- (1) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。
- (2) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合、ただし、1. 2項(4)(b)に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（様式第5-1）、計算内訳資料（様式第5-2）を作成し、契約担当官に提出するものとする。

2. 4 部品・材料

- (1) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを受け契約相手方において準備する。ただし、契約相手方において準備できない場合には、官側で官給できるものとする。
- (2) 部品・材料、原則として製造会社の純正部品及び空幕調達第275号(40.11.8)に示す優良部品とするものとし、割引率については、別に示す。
- (3) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、この使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。
- (4) 整備作業に使用する車両純正部品の割引率については、官給材料を除いて、別に示す。

2. 5 機能・性能 車両等の機能・性能は、個別仕様書に引用されている技術指令書に適合しなければならない。

なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

3 品質保証

3. 1 契約不適合責任期間 契約不適合責任期間は、整備完成等の納入後の翌日から起算し、契約条項に定める期間とする。

3. 2 品質保証資料 契約相手方は、この仕様書の2. 3項及び2. 5項

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3. 3 監督・検査 監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

### 3. 4 保証

- (1) 物品の引き渡しから引き取りまでの間の一切の保証責任は、契約相手方の責任とする。
- (2) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。

### 4 出荷条件

4. 1 製品の包装 整備完成の部品等及び返納品で輸送又は保管のため包装を必要とするものは部品及び返納品の状態に応じ適切な包装を実施するものとする。

4. 2 包装の表示 整備完成の部品等及び返納品で包装を行うものについては包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態により一部を省略することができる。

- (1) 航空自衛隊標識マーク
- (2) 品名及び型式
- (3) 物品番号
- (4) 製造番号
- (5) 調達要求番号
- (6) 契約番号
- (7) 数量
- (8) 納入業者
- (9) 納入年月日

### 5 その他の指示

5. 1 提出書類 契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 車両等員数表（様式第1）
- (2) 必要部品及び修理要領明細書（様式第2-1及び2-2）
- (3) 官給部品使用明細書（様式第3-1及び3-2）

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

- (4) 材料使用明細書（様式第4-1及び4-2）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類
- (5) 修理不能品（見込）報告書（様式第5-1）
- (6) 計算内訳資料（様式第5-2）
- (7) その他契約担当官の指示するもの。

5. 2 官給品 官給品については、個別仕様書で規定するものとする。官給品は原則として、官給を受けなければならない。

5. 3 附属品・予備品 附属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

5. 4 計測器・試験装置 車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

5. 5 安全管理 契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、その他事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

5. 6 環境対策 契約相手方は、契約事項を履行するにあたり、環境基本法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）等に基づき可能な限り環境対策を実施しなければならない。ただし、契約の適正な履行を確保できない等、不具合が生じた場合は監督官と調整するものとする。

5. 7 補給の手続き 次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

- (1) 車両等の受け渡し
- (2) 官給品の請求手続等
- (3) 交換した旧部品の返納処置

5. 8 契約相手方の技術協力 契約相手方は、官から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- (1) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- (2) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

5.9 輸送 契約相手方の事業場と基地等間の輸送は、個別仕様書で規定する場合を除き、官側で実施する。

5.10 仕様書の疑義 この仕様書について、疑義を生じた場合は、監督官及び契約担当官と協議するものとする。

車両等員数表

## 必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号

契約番号

物品番号

品名(型式)

一連番号

適用技術図書

会社名

監督官名

確認年月日

発刊年月日

印

印

注：適用技術図書は本表作成にしようしたTO(日付を含む。)のみ記載する。

樣式第2-2

1 本表には整備作業の実施に際し使用する交換部品  
補充部品及び機械加工、板金等の作業、改造時の特

参考欄には修理箇所の程度を記入する。

樣式第3-1

樣式第3-2

付紙

官給部品使用明細書作成要領

- 1 官給品使用明細書作成要領（以下、“明細書”という。）は、契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し監督官の確認を得るものとする。
- 2 様式は、別紙様式第3とし（1項目はその1、2項目はその2を使用）記入要領は、次による。

(1) 「提出会社」

契約相手方の会社名を記入する。

(2) 「作成者」

契約書に記載された代表者を記入する。

(3) 「提出番号」

同一の契約における提出回数を記入する。

(4) 「項」

項番号及び総員数を記入する。

(5) 「調達要求番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」

契約書に記載された調達要求番号、契約品名、契約番号及び契約年月日を記入する。

(6) 「明細書作成対象品名・数量」

官給部品表に記載された品名のうち、当該明細書作成の対象とした品名及び数量を記入する。

(7) 「項目番号」

表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。

(8) 「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」

官給部品表に記載されている物品番号、部品番号、品名、単位及び単価を記入する。

(9) 「数量」

当該契約のち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。

(10) 「金額」

数量×単価で算出した金額を記入する。

(11) 「備考」

その他、参考となる事項を記入する。

樣式第4—1

樣式第4—2

様式第5-1

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

部隊名

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

印

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年月日

階級

氏名

印

注：様式第5-2の計算内訳資料を添付するものとする。

様式第5-2

## 計算内訳資料

1	品名			
2	物品番号			
3	数量			
4	取得価格			
5	一連番号			
6	直接材料費 加工費 直接経費			
	(製造原価) 一般管理費			
	(総原価) 支払利息 利益 梱包・輸送費			
	(修理費)			
7	官給部品費			
8	総修理費			
9	(8 ÷ 4) (%)			
10	摘要			

車両等作業用紙(一般車両)								整備作業チェック記号					
車種		検査の種類		I : ■、M : ■+□ 管理換:※印		レ 良好 X 調整 XX 取換 XXX 修理		T C L	締付 清掃 給油				
自動車番号		所属部隊											
開始日付		完了日付											
点検項目				記	備考	分解したら記号を○で囲む							
<b>I. かじ取り装置</b>						点検項目				記	備考		
1. ハンドルの操作具合						2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み							
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ				※		3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷							
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み						4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷							
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷						5. フロント・ホイール・ペアリングのがた							
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷						6. リア・ホイール・ペアリングのがた							
6. ステアリング・ナックル連結部のがた						<b>IV. 緩衝装置</b>							
7. ホイール・アライメント						1. リーフ・スプリングの損傷				※			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷						2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷							
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				※		(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド							
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み						(2)スプリング・ブラケットの取付部							
<b>II. 制動装置</b>						(3)リーフスプリング・ピンなどの連結部							
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏みこんだときの床板との隙間				※		(4)トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部							
2. ブレーキの効き具合				※		3. コイル・スプリングの損傷							
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ				※		4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷							
4. パーキング・ブレーキの効き具合				※		(1)サスペンションの各取付ボルト・ナット							
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態						(2)サスペンションの各連結部のがた							
6. リザーバ・タンクの液量				※		(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷							
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷						5. エア・サスペンションのエア漏れ							
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷						6. エア・サスペンションのペローズの損傷							
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷						7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷							
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク						8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能							
前 輪	左	前 右	後 輪	前 左	後 右	前 輪	左	前 右	後 輪	前 左	後 右		
11. ブレーキ・チャンバの機能						9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷				※			
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能						<b>V. 動力伝達装置</b>							
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり						1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れどきの床板との隙間							
14. ブレーキ倍力装置の機能						(1)クラッチ・ペダルの遊び				■■■			
15. ブレーキ・カムの摩耗						(2)レリーズ・フォーク先端の遊び				■■■			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間						(3)クラッチ・ペダルの床板との隙間				■■■			
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗						<b>VI. 電気装置</b>							
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷						1. スパーク・プラグの状態							
19. バック・プレートの状態						2. 点火時期							
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間						3. ディストリビュータのキャップの状態							
21. ブレーキ・パッドの摩耗				※ライニング又はパッドの残厚		4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食				※			
前 輪	左	前 右	後 輪	前 左	後 右	前 輪	左	前 右	後 輪	前 左	後 右		
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷						5. 電気配線の接続部の緩みと損傷				※			
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み						<b>VII. 原動機</b>							
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間						1. 低速と加速の状態							
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗						2. 排気の状態							
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷						CO HC 黒煙							
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能						3. エア・クリーナ・エレメントの状態							
<b>III. 走行装置</b>								4. エア・クリーナの油の汚れと量					
1. タイヤの状態								5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態					
(1)タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)								6. エンジン・オイルの漏れ					
(2)タイヤの亀裂、損傷													
(3)タイヤの溝の深さ、異状摩耗													
*タイヤの溝の深さ													
前 輪	左	前 右	後 輪	前 左	後 右	前 輪	左	前 右	後 輪	前 左	後 右		

車両等作業用紙(一般車両)

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスターの作用		
9. 冷却水	※		4. 施錠装置の作用		
<b>VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>					
1. メターリング・バルブの状態			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
2. プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			6. マフラの機能		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			7. 火花防止装置の状態		
4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			8. エア・タンクの凝水		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			10. ブレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの状態		
7. 二次空気供給装置の機能			11. 非常口の扉の機能		
8. 排気ガス再循環装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			13. 連結装置のカプラの機能と損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
<b>IX. 付属装置等</b>					
1. ホーンの作用	※		15. シート・ベルトの状態		
17. シャシ各部の給油脂状態					
※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。					

付記又は特記事項

次回定期検査年月		次回定期検査合格見込み		×	不合格
次回定期検査不合格見込み					
整備員印		検査員印		整備幹部印	整備隊等の長印

車両等作業用紙(施設、荷役その他の車両等)								整備作業チェック記号																																									
車種				検査の種類	I : ■、M : ■+□ 管理換:※印			レ	良好	T	締付																																						
自動車番号				所属部隊				×	調整	C	清掃																																						
開始日付				完了日付				××	取換	L	給油																																						
								×××	修理	分解したら記号を○で囲む																																							
点検項目								記	備考	点検項目			記	備考																																			
<b>I. かじ取り装置</b>											2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																																						
1. ハンドルの操作具合											3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																																						
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ								※			4. リム、サイドリング、ホイール・ディスクの損傷																																						
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み											5. フロント・ホイール・ペアリングのがた																																						
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷											6. リア・ホイール・ペアリングのがた																																						
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷											<b>IV. 緩衝装置</b>																																						
6. ステアリング・ナックル連結部のがた											1. リーフ・スプリングの損傷			※																																			
7. ホイール・アライメント											2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																																						
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷											(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																																						
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量								※			(2)スプリング・プラケットの取付部																																						
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み											(3)リーフスプリング・ピンなどの連結部																																						
<b>II. 制動装置</b>											(4)トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部																																						
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏みこんだときの床板との隙間								※			3. コイル・スプリングの損傷																																						
2. ブレーキの効き具合								※			4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、																																						
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ								※			(1)サスペンションの各取付ボルト・ナット																																						
4. パーキング・ブレーキの効き具合								※			(2)サスペンションの各連結部のがた																																						
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態											(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																																						
6. リザーバ・タンクの液量								※			ダスト・ブーツの亀裂、損傷																																						
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷											5. エア・サスペンションのエア漏れ																																						
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷											6. エア・サスペンションのベローズの損傷																																						
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷											7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																																						
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク											8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																																						
前輪	左	前	■	右	前	■	後輪	左	前	■	右	前	■	後輪	左	前	■	右	前	■	後	■	記	備考	前輪	左	前	■	右	前	■	後輪	左	前	■	右	前	■	後輪	左	前	■	右	前	■	後	■	記	備考
11. ブレーキ・チャンバの機能											9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷			※			<b>V. 動力伝達装置</b>																																
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能											1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																																						
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり											(1)クラッチ・ペダルの遊び			mm																																			
14. ブレーキ倍力装置の機能											(2)リリーズ・フォーク先端の遊び			mm																																			
15. ブレーキ・カムの摩耗											(3)クラッチ・ペダルの床板との隙間			mm																																			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間											2. クラッチの作用																																						
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗											3. クラッチ液の量																																						
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷											4. トランスマッシャン、トランスマッシャンのオイル漏れ																																						
19. バック・プレートの状態											5. トランスマッシャン、トランスマッシャンのオイル量																																						
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間											6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩																																						
21. ブレーキ・パッドの摩耗								※(ライニングはパッドの残厚)			7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																																						
前輪	左	前	■	右	前	■	後輪	左	前	■	右	前	■	後輪	左	前	■	右	前	■	後	■	記	備考	前輪	左	前	■	右	前	■	後輪	左	前	■	右	前	■	後輪	左	前	■	右	前	■	後	■	記	備考
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷											8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト締合部のがた																																						
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み											(1)スライド部の摩耗によるがた																																						
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間											(2)自在締合部の摩耗によるがた																																						
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗											9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ペアリングのがた																																						
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷											10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																																						
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能											<b>VI. 電気装置</b>																																						
<b>III. 行走装置</b>											1. スパーク・プラグの状態																																						
1. タイヤの状態								※			2. 点火時期																																						
(1)タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)											3. ディストリビュータのキャップの状態																																						
(2)タイヤの亀裂、損傷											4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食			※																																			
(3)タイヤの溝の深さ、異状摩耗											5. 電気配線の接続部の緩みと損傷			※																																			
*タイヤの溝の深さ											<b>VII. 原動機</b>																																						
前輪	左	前	■	右	前	■	後輪	左	前	■	右	前	■	後輪	左	前	■	右	前	■	後	■	CO	HC	黒煙					CO	HC	黒煙																	
3. エア・クリーナ・エレメントの状態											3. エア・クリーナ・エレメントの状態																																						
4. エア・クリーナの油の汚れと量											4. エア・クリーナの油の汚れと量																																						
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態											5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																																						
6. エンジン・オイルの漏れ											6. エンジン・オイルの漏れ																																						

車両等作業用紙(施設、荷役その他の車両等)

7. 燃料漏れ	※		X. 施設、荷役その他の車両等	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		1. キャリッジ	※
9. 冷却水	※		2. 操作レバーリフト、チルト	※
<b>VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>				
1. メターリング・バルブの状態			3. チェンーリフト、ドライブ	※
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			4. ケーブルーウインチ、ホイスト	※
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			5. シリンダーリフト、チルト	※
4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			6. 油圧ポンプ	※
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			7. 一般漏えい一油、水、空気	※
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			8. 旋回機構	
7. 二次空気供給装置の機能			9. マスト本体、ブーム	
8. 排気ガス再循環装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			11. ドラム	※
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			12. 昇降機構	※
<b>IX. 付属装置等</b>				
1. ホーンの作用	※		13. コンピューター、ブラン	※
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※		14. コントローラ	※
3. デフロスタの作用			15. パワー・テーク・オフ	※
4. 施錠装置の作用			16. 索導器	※
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			17. クレーン・アタッチメント	※
6. マフラの機能			18. キャタピラ	※
7. 火花防止装置の状態			19. 排土板、スクレーパ	※
8. エア・タンクの凝水			20. フィフス・ホイール	※
9. エア・コンプレッサの機能			21. 補助脚	※
10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			22. キング・ピン・摩耗、破損、カップラ結合箇所	※
11. 非常口の扉の機能			<b>XI. かく座機収容器材、100tオールテレンクレーン</b>	
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		1. 操向装置	※
13. 連結装置のカプラの機能と損傷			2. 操向アライメント	
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			3. クレーン・エンジン	※
15. シート・ベルトの状態			4. クレーン電気系統	※
16. 開閉発車防止装置の機能			5. 補助脚	※
17. シャシ各部の給油脂状態	※		6. 通話装置	※

\*印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。

付記又は特記事項

次回定期検査年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格
次回定期検査不合格見込み				
整備員印		検査員印		整備幹部印
				整備隊等の長印

## 一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		<input type="radio"/>	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ			リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み			リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷			リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛け動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント			ホイール・アライメント・テスト(又は、キャンバ・キャスター・キング・ピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスター、トーン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。 (タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(1) 定められたブーリ間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量			(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
II 制動装置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスターで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位直に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスターで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがないかをスパンなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスター・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぽいに踏みませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	1.1. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する
	1.2. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	1.3. ブレーキ倍力装置のエアークリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	1.4. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	1.5. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	1.6. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスターにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	1.7. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	1.8. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	1.9. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。
	1.20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	1.21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパー・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	1.22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	1.23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。
	1.24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パークリング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	1.25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	1.26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	1.27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリング式)の機能		○	フロント・ホイール・シリングのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリングのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
III 走行装置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケーター(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディープス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあっては次の点検を実施する            ア J I S方式のシングル・タイヤ及びI S O方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締めつける。            イ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。            次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷(車両総重量8t以上の大型車において行う点検)	○	○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。            ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。            また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。            イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。            ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。            イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)            ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。            エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付る。
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	○		リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する
	5. フロント・ホイール・ペアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ペアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ペアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ペアリングを取り外し、ペアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
	6. リヤ・ホイール・ペアリングのがた	○		リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ペアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ペアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ペアリングを取り外し、ペアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
IV 緩衝装置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・プラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
				状態からエア漏れがないかを点検する。 バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのペローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ペローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンクージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレバーリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのペローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動 力 伝 達 裝 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスター・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合には、点検は不要。) (3) アイドリング状態でパークリング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (4) レリーズシリンダ・プッシュロッドねじ部の調整残り代の測定(調整不可能なものは除く)
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスマフアのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスマフア本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスマフア本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスマフアのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッショントランスマフアのフィラ・プラグを取り外しプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
		○		(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この断して、この点検を省略することができる。) (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両等によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブリケット取付ボルトに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
VI 電 気 裝 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・ブーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
VII 原動機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテスターにより点検する。 (2) ジーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたブーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスターで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパンなどにより点検する。
V ばい煙 、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパンなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 (遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
付属装置等	1. 警音器(ホーン)の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器(ワイパー)及び洗浄液噴射装置(ウインド・ウォッシャ)の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシャ液の量が適當か。 (2) ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適當か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置(ステアリング・ロック)の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で摇するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまつていないかを点検する。
	8. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。
	9. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	10. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
11. 車体(フレーム)、車体(ボディ)の緩みと損傷		○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷ないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
1.2. 連結装置のカプラの機能と損傷		○		(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カプラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
1.3. 連結装置のピントル・フック 摩耗、亀裂、損傷		○		ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
1.4. 座席ベルト(シート・ベルト) の状態		○		シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
1.5. 開扉発車防止装置の機能		○		乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
1.6. シャシ各部の給油脂状態		○	○	(1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

## 施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
X 施 設 、 荷 役 、 そ の 他 の 車 両	1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する (1) 背当て(バックレスト)の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位置に固定されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アッセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュ又はペアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キー・ペー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
	3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、より、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押さえを締める。(ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。)
	6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイアフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイアフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ペアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確かめる。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
	8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。
	9. マスト本体、ブーム	○	○	全般的な状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテナーが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよりこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは切損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	11. ドラム	○	○	次の点検を実施する (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのペアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	12. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及び破裂を点検する。ドラムのブッシュが作動に影響するほど摩耗していないかを点検する。ケーブルの鏽、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シープ、ペアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シープ(つな車)はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	13. コンミュータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する (1) コンミュータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミュータ、ペアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検し汚れがあれば清掃する。
	14. コントローラ	○	○	スイッチ、ギャ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
	15. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点換する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスター、コントロール・レバー
	16. 索導器(FAIRLEAD)(クレーン全般に適用)	○	○	ブッシュ、ピン、シープ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は切損並びにフラット・スポットを点検する。
	17. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する (1) ポームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シープの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	18. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットの緩みはないかを調べ、過度の摩耗及び破損が有れば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
	19. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホールの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
XII かく座 機収容器材	20. フィフス・ホイール	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。</p> <p>(2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。</p>
	21. 補助脚	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。</p> <p>(2) 各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。</p>
	22. キング・ピン	○	○	<p>キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合個所は完全であるか点検する。</p>
XIII かく座 機収容器材	1. 操向装置	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 油圧シリンダの取付部のがた、損傷、シリンダ、ホース、油漏れについて点検する。</p> <p>(2) フィードバック用ポテンショニ・メーターのリンクがたを点検する。</p> <p>(3) ポテンショニ・メーターの絶縁抵抗の測定(10MΩ以上)</p>
	2. 操向アライメント	○	○	<p>ホイール・アライメントの狂いがないか点検する。旋回軸受けケガキ線±1°以内とする。</p>
	3. クレーン・エンジン(始動・異音・馬力・アイドリング・加速)	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 各取付け部及び締付けが正常な状態にあるか点検する。</p> <p>(2) エンジンを始動し、そのかかり具合、アクセル・レバーの作動が良好か点検する。</p> <p>(3) 低速または、高速回転時に異音が聞こえないか、排気色は正常か点検する。</p> <p>(4) エンジン・オイルを点検し、その粘度が季節に適応しているか、あるいは給油後の運転時間が給油間隔基準を超過している場合は交換する。</p> <p>(5) 技術指令書にしたがって、燃料ポンプの圧力試験を行う。燃料ポンプまたは、燃料濾過器、配管のスクリーン、沈殿物、フィルタ、エレメントの清掃または、交換を行う。</p> <p>(6) オイル・ポンプの作動状況を点検し、フィルタ配管の汚れを除去する。</p> <p>(7) 技術指令書にしたがって、エア・クリーナの清掃、手入れをするとともに、必要に応じてエレメントを交換する。</p> <p>(8) ファンが緩んでいないか、ブーリー及びファンの取付け状態は良好か、ファン・ベルトの張りは適當か、摩耗または、損傷していないか点検する。</p> <p>(9) 不凍液の比重を測定し、指定された比重にするとともに記録する。</p> <p>(10) 各シリンダの圧力検査を行い、圧縮圧力不足の場合はその原因を探求する。</p> <p>(11) 噴射ノズルを取り外し、よごれ、損傷の有無を点検するとともに、噴射圧、噴霧状態、油密が良好か点検する。</p> <p>(12) 噴射時期及びガバナーの機能を点検する。</p> <p>(13) 燃料噴射ポンプ各部の取付け及び機能を点検する。</p> <p>(14) 技術指令書で1年毎に実施を要求されている項目について点検及び交換を行う。</p>
	4. クレーン電気系統	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 各ライト類は正常な状態で作動するか点検する。</p> <p>(2) 操作室内の各計器及び配線等の状態が正常な状態で作動が良好であるか点検する。</p>